

氏名	小林 房代					
学位の種類	博士（保健学）					
学位記番号	甲第 88 号					
学位授与の日付	2023 年 3 月 17 日					
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当					
学位論文題目	介護保険施行 20 年の時点における関連情報知識の現状と課題					
論文審査員	主査	新潟医療福祉大学	教授	瀧口	徹	
	副査	新潟医療福祉大学	教授	石上	和男	
	副査	新潟医療福祉大学	教授	阿部	薫	

論文内容の要旨

わが国の介護保険制度は 2000 年に一気に家族介護を社会化へと舵を切った。今回、概ね四半世紀経過した現状で、性別、年齢階級別に必要な知識がどの程度定着しているかを検証し、介護保険制度の質の向上に寄与する情報を得ることを目的とした。

研究デザインは断面調査で、Web 調査会社の全国モニターシステムを利用して総計 1,008 人の無記名のアンケート調査を行った。調査内容は基本情報と 18 の知識度確認質問および自由記載とした。量的解析はロジスティックス回帰分析、および分散分析を行った。質的解析は KH Coder の共起ネットワーク分析（CONA）で介護保険の運用に係わる各種意見の文脈を明らかにした。この結果、年代ならびに親との同居の場合のスコアが高度に有意で高く、自治体広報、インターネット（IN）の利用がスコアを上げていた。また 20 歳代、50 歳代、60-64 歳で女性のスコアが有意に高かった。情報媒体は性別、年齢階級別に主因と交互作用が大きく異なり、特に 50 歳代、60-64 歳では、女性が IN や書籍から情報収集していることが示された。CONA では情報媒体の重要性と介護保険の仕組みの周知を訴える文脈が強く表れた。加えて、政令指定都市の広報由来と他の資料由来の質問との比較では前者の正答率が高く高度に有意なことから、自治体広報内容の充実拡大が介護保険の知識度の改善に有効と判断された。

キーワード：介護保険制度、非高齢者層、情報収集媒体、ヘルスリテラシー、シナジー分析

論文審査結果の要旨

本論文は、西暦 2000 年に開始されて四半世紀経過した我が国の介護保険制度に対する国民の知識度（理解度）を評価することを目的とした研究である。

本論文の独創性は介護保険制度という国策の四半世紀後の問題点を独自性のある方法で明らかにした点である。わが国の介護保険制度は施行直前には介護保険が高齢者の介護を父系的と認識する。すなわち、介護保険が高齢者の介護を父系と認識する世相から、双系的、つまり夫の両親のみならず妻の両親も介護対象として認識する世相へ変化し、女性の家庭における負担過重が大きな問題になってきた時期であった。それが 2000 年にこれまでの家族介護を一気に社会化へと舵を切った。このことは家庭における女性の負担を軽減し、社会進出に大きく寄与したと評価された。その一方で、家族介護に対する取り扱いとはドイツと異なり現金給付が無いこと、保険財源の補強のため第二号被保険者という保険料を 25 年間も介護サービス受給資格なく収めるということが開始された。そこから概ね四半世紀経過した現状で、性別、年齢階級別に必要な知識がどの程度定着しているかを検証し、介護保険制度の質の向上に寄与する情報を得た点が独創的である。介護保険開始以来、国を始め、自治体においても国民の介護保険に対する知識がどのように定着し向上してきたかの体系的な検証がされてこなかった。先行研究もごく僅かの、かつ極めて基本的な知識を問うものであった。そこで、本研究ではかなり難しい知識を含めて性別、未成年から 64 歳までの年齢階層を設定して調査している。一方、医療保険制度は 1961 年の国民皆保険制度の開始以来、日常的なイベント（自身、家族、知人等の病院、診療上での受療）が極めて身近だということが手伝ってそのシステム（保険料の徴収、一部負担等）の重要性、公平性は国民に浸透していると考えられる。一方、介護保険の場合、医療保険と異なり日常的なイベントとまではなっていない。本研究はこの点に焦点を当てている点に独創性がある。特に本研究では第二号被保険者（40-64 歳）が四半世紀の間、保険料の給与天引きはあるが介護サービスを受けることが出来ない仕組みに関して問題があるのではないかという視点に立っている。今後もシステムが維持されるためには、ましてや 40 歳からではなく、例えば近未来に 35 歳に引き下げて介護保険料を徴収する事態になるとすればより一層対象者の理解と知識が必要と考えているが、本研究結果からは残念ながらそうした知識は極めて希薄だと判明した。この点が本研究の重要な新しい知見である。本論文の評価できる点は、第一にこれまで国も自治体も関連の研究者も行ってこなかった介護保険に対する国民、特に第二号被保険者の知識と理解の醸成に黄色信号が灯っていることを数値で示したことである。第二に、国民の介護保険に対する知識差を性別、年齢階層別に確認する手法として政令指定都市が SNS 等で公表している介護保険関連の啓発資料からキーワードを抽出して知識の確認のための設問を作成した点である。このことにより政

令指定都市が住民に介護保険を利用する上で不可欠だと判断している情報を選定することができた。第三に医療保険や年金と同様に介護保険に対する国民の義務と権利の問題に何が不足しているかについて一石投じた点である。

以上の点から本論文は、介護保険システムの根幹である保険料徴収に対する国民の理解を議論する研究領域において注目されるものになると考えられる。

今後の課題として、介護保険についての知識や理解度に本論文で示されたような性差や年代差があると、介護保険の利用率や効率的な利用に重大な格差が出てくる可能性があるのではないかという質問が出され、このことを今後文献検索等で確認して欲しい旨の意見があった。また今後の課題として、実際の介護の現場において①医療保険と比較して介護報酬の単位（点数）低い、②男性の介護保険利用率が低い（介護保険料は男性が多く収めている）、③高齢者になって介護が身に降りかかってきたとき知識不足で戸惑う家庭や個人が多い。これらと本研究結果はどう関係してくるかの研究を発展させて欲しいという意見が出された。

以上のことから、審査委員会は介護保険の節目の年に独特の方法で今後対応すべき問題点を明らかにした本論文を博士論文に相応しいと認める。